

「四日市市情報化実行計画（素案）」にかかるパブリックコメント（意見募集）の結果について

1. 実施期間

令和3年11月26日（金） ～ 令和3年12月27日（月）

2. 意見提出数

提出人数 2人

提出意見数 8件

3. 意見の内容と意見に対する考え方

No.	意見の内容	意見に対する考え方
1	<p>業務の情報化を行うことは、業務の見直しに繋がることなのでぜひ進めて頂きたいと思っています。そのためには制度自体の見直しを行う必要もあると思います。情報化の推進のためには、現制度の改定も含めて仕事の進め方の見直しを推進して頂きたいと思っています。</p> <p>例えば、四日市市には「公害防止条例」があります。公害が激しい時に環境法令も未成熟な時期であったために、工場からの排出抑制を行うために、企業と行政が話し合って努力目標として排出基準をそれぞれの企業が定めているのが公害防止協定でした。しかしフェロシルト事件もあり、協定と条例との区別が判らない議員さんたちのゴリ押しもあり、罰則条項を設けるように改悪されて、今日に至っています。</p> <p>企業が環境規制値などを調べる時には、県のホームページなどで、国に基準より厳しい県条例の基準値を見て、対策設備などの検討を行います。しかし、四日市の場合、公害防止協定のため、市の窓口で、担当者と話し合っ初めて、市の基準値、市の考え方が分かる仕組みです。行政手続のオンライン化ができない状態です。市の担当者と話し合っ出ないとわからない規制内容ではなく、市の基準値を明文化した条例化すべきだと思っています。公害防止協定の場合、市担当者の考えで左右されますが、条例であれば規制内容が明文化されているので、全国何処にいても規制内容がインターネットで見ることが出来ます。四日市と同じように公害で苦しんだ川崎市も公害防止協定書で環境行政を行っていましたが、かなり前に環境条例化に転換しています。</p> <p>余談が多すぎましたが、行政手続のオンライン化のために、何を行うべきか、どのような障害があるのか。等についての洗い出しはすでに終わっていると思います。公害防止協定をやめて条例化をすることに対して、反対する人もおられると思います。情報化推進するためには、必要であれば制度を変える心意気で取りくんで頂きたいと思っています。</p> <p>【余談】 フェロシルト事件の時に公害防止協定の改定がありましたが、その時の学識経験者の議論の場の座長は、「公害防止協定は紳士協定であるので、罰則条項を付けるのは如何なものか。協定ではなく、条例化すべきである」といわれていましたが、議会の手前、罰則条項付きの公害防止協定ありきの議論だったのが残念でした。</p>	<p>ご意見をいただきましたとおり、環境法令の届出や手続につきましては、現状では電子化が難しいものもごございますことから、まずは可能なものから行政手続のオンライン化を行い、業務の効率化を図ってまいります。</p>

No.	意見の内容	意見に対する考え方
2	<p>1、はじめに 本実行計画案を推進されることには基本的に賛成です。</p> <p>しかしながら、国のいう「誰一人残さない、人に優しいデジタル化」を掛け声だけでなく、真に有意義な、有効なものにするには幅広く市民の理解と納得が必要と考えます。</p> <p>また、デジタル化に伴い、大切なことは、きちんと機能させることと誤作動は許されないことです。誤作動により市民が受ける被害は誠に甚大であり且つ、個人情報保護の点からも許されることではないでしょう。市長をはじめ、行政の幹部諸氏は覚悟を持って取り組んで頂きたい。</p>	<p>ご意見をいただきましたとおり、情報化実行計画の推進においては市民の方のご理解が必要と考えており、パブリックコメントや市議会等を通して、実行計画についての説明や、ご意見を収集するとともに、いただいたご意見の各施策への反映に努めてまいります。</p> <p>また、デジタル化の進展に伴い、何らかの要因により、情報システムの停止等が発生した場合、市民生活や経済活動への影響はより大きくなるのが考えられますので、誤作動の抑止や、個人情報の取り扱いについても最善の注意を払い、市民の皆さまに安心してご利用いただける行政サービスの提供に努めてまいります。</p>
3	<p>2、関係諸団体との事前協議を パブコメをしたからと言って、市民の声を聴いたことにはならないでしょう。市議会、社会福祉協議会、障害者団体、商工会議所、各地区自治会連合会、教育委員会等と実行計画案の内容について回を重ねた事前協議を行い、問題点の摘出を行い、問題点をクリアにして真に機能するデジタル化を推進、実行するべきだと考えます。その上で、予算化、体制づくり、議会に提案し、市民並びに市内で事業を営む企業、諸団体の理解を得たものとして頂きたい。</p>	<p>ご意見をいただきましたとおり、情報化実行計画の策定及びデジタル化の推進に向けては、市議会の他に、社会福祉協議会、障害者団体、商工会議所、各地区自治会連合会、教育委員会等からのご意見もいただきながら進めていくことが望ましいと考えておりますので、必要に応じて各関係団体との協議を行ってまいります。</p>
4	<p>3、行政サービスとの関係（誰一人残さない、人に優しいデジタル化） デジタル化＝簡素化・省力化・少数化の方向だけに目が向けられ、機械化・ロボット化されたクールな行政サービスとなるのではと懸念します。フェース to フェースの肌の触れ合うサービスが欠落しないように市民センターの窓口での対応も考慮した情報化計画として頂きたい。</p>	<p>行政サービスのデジタル化の進展に伴い、市民の利便性が向上することが見込まれますが、スマートフォンなどのデジタル機器を持たない方やデジタル機器に不慣れな方にも行政サービスの提供に不利益が生じないように、市民センターを含む窓口において、丁寧なサポートを行う環境の構築を進めてまいります。</p>
5	<p>4、安全安心の確保とデジタル化 基本方針においては、 （1）くらしの利便性を向上させた利用者中心の市民サービスの実現 （2）行政の生産性の向上、新しい働き方の実現 （3）ICT施策全体の最適化による安全・安心の実現 （4）必要な情報を必要なときに容易にアクセスできるデータ利活用社会の実現と記載されています。</p> <p>もっともな内容ですが、平常時の利便性、生産性の向上が中核にあって地震・台風等の自然災害が発生時における対策等が不明です。サイバー攻撃に対する対策については、情報セキュリティ対策で触れておられますが、不慮の災害でネットワークが遮断され、使用不可能な状態となることが予想されます。現に、銀行のATMが作動しない事態も発生し社会問題となっています。災害時における情報伝達、交換は災害発生後の避難所生活や被災者の保護、暮らしを守るベースです。それらの観点から、市の災害本部と指定避難所・地区の市民センター・団体事務局等と情報交換のできる仕組みづくりが重要です。安全・安心確保の観点からもデジタル化を進めて頂きたい。</p>	<p>地震・台風等の不慮の災害発生時における情報システム関連の対応については、別途 ICT-BCP（BCP：Business Continuity Plan、業務継続計画）を策定しています。そのことにより、行政機能が低下する恐れのある大規模災害等が発生した場合においても、ICT-BCPに基づき、関係団体との連携を図り、デジタル化の影響を踏まえた非常時の優先業務を継続させるとともに、早期に全業務を再開できるよう情報システム基盤の整備に努めてまいります。</p>

No.	意見の内容	意見に対する考え方
6	<p>5、デジタル化と教育の関係</p> <p>本実行計画と教育現場におけるデジタル化とは別扱いでしょうか。コロナ禍において、企業における就業の形態、学校における授業の形態が変わってきました。本計画と教育現場との関係や学ぶ形態の変革についても併せて検討されてはいかがでしょうか。</p>	<p>本実行計画は、情報化に係る全市的な方向性や施策を打ち出すものであり、各分野の計画については、各部局で方針や計画等を作成しているところです。</p> <p>学ぶ形態の変革については、Society5.0 社会の実現に向けて国が GIGA スクール構想を打ち出すなど、ご意見のとおり、近年、教育分野の ICT 化やデジタル化の流れが急速に進んでいます。そのため、本市の学校教育では、令和3年11月に策定した第4次学校教育ビジョンにおいて、「情報活用能力」を基盤として、生涯にわたって自ら学び続け、他者と協働して未知の課題を解決できる基本的な資質・能力を育んでいく方針を打ち出しました。</p> <p>この方針のもと、令和の新時代を生きる子どもたちの未来を見据え、1人1台学習者用タブレット端末と高速大容量のインターネット環境を一体的に整備し、ICTとこれまでの教育で培った教育をベストミックスさせることで、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実践により、子どもたちに必要な力を育てまいります。</p>
7	<p>6、市の危機管理体制と情報化実行計画について</p> <p>現在の危機管理監及び危機管理室の主たる任務は何でしょうか？自然災害(南海トラフ大地震・津波・台風・洪水・)とミサイル飛来時の情報対応だけでしょうか？危機管理監の「危機の定義」が良くわかりません。デジタル化に伴う危機とは、どのような現象が想定されているのでしょうか。サイバー攻撃だけではなく、電源喪失に伴う機能不全、ミスオペレーションによる機能不全、また、デジタル化に依存しすぎて、本来の行政サービスが行われないことも懸念されます。危機管理監の業務の一つにデジタル機能不全におけるバックアップ項目を入れてはいかがでしょうか。安心・安全の暮らしを持続継続させることが、危機管理の基本であると考えます。</p>	<p>本市の危機管理室においては、地震や大雨、台風などの風水害による被害を未然に防止し、もしくは軽減するため、災害に強いまちづくりを目指し、業務を行っています。</p> <p>サイバー攻撃や災害等による情報システム関連の機能不全時の対応については、前述のICT-BCPにて行動指針を明記しておりますが、デジタル化の進展に伴い、新たに必要対策を見直すとともに、危機管理室や関連部局等と連携した対応を行ってまいります。</p>
8	<p>7、デジタル化とデータの保存</p> <p>デジタル化に伴い、どのようなデータが保存されるのでしょうか？行政手続の面だけでしょうか。当然ながら、市の条例・規則・市の幹部会の議事録、市議会の議事録、市主催の行事の記録等広汎にわたる記録が保存されるものと思います。現在、それらの記録の保全はどのようにされているのでしょうか？サイバー攻撃により一発で消去されることはないと思いますが、データの保存には細心の配慮をして頂きたい。</p>	<p>デジタル化の進展に伴い、庁内で取り扱う行政事務に関する情報の多くは電子データで保存されており、本市の文書管理規程に基づいた保管年限で管理されております。</p> <p>また、これらの電子データを含む情報資産の保全については、本市が策定している「四日市市情報セキュリティポリシー」に則り、人的対策、物理的対策、技術的対策を講じたサーバ環境で厳格に管理することで、情報セキュリティの確保に努めております。</p>